

代行保険料率等に係る通知改正(案)の意見募集開始(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

※ご参考に厚年基金以外のお客様にも送信しています。

ポイント

- ▶ 厚生年金保険における「財政の現況及び見通し」の公表に伴い、全て(注)の厚生年金基金において代行保険料率を算定し直すこととなります。
(注) 解散計画又は代行返上計画を提出した厚生年金基金は当該算定の対象外とする旨の省令・告示(案)が、平成26年10月17日付で公表され、意見募集^{*1}が行われています。
- ▶ 今般、代行保険料率を算定し直す場合の算定方法等に係る通知改正(案)が公表され、意見募集^{*2}が開始されましたのでご案内致します。
 <<意見募集期限>>
 平成26年11月21日(金)必着
- ▶ 通知改正(案)のポイントは以下のとおりです。
 - ① 代行保険料率の算定に関する事項
 - ② 予定死亡率の変更

※1 平成26年10月17日付 MUTB年金メールマガジン ご参照

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140257&Mode=0>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140258&Mode=0>

※2 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140261&Mode=0>

代行保険料率の算定に関する事項

- 解散計画等を作成した基金は、代行保険料率の見直し対象外（現行免除保険料率を継続適用）
- 上記以外の全基金は、下表の前提により代行保険料率を算定し、それを原則として千分率で小数点以下を四捨五入した新免除保険料率を平成27年4月より適用
- 代行保険料率の算定に係る前提は以下のとおり

	現行		新
	本則	経過措置適用時	
予定利率	4.1%	3.2%	4.1%
予定死亡率	平成21年 財政検証時	平成16年 財政再計算時	平成26年 財政検証時

1. 大半の基金で適用されていた経過措置(注)がなくなり、免除保険料率は引き下がる見込み

(注) 現行ルール上の経過措置

一定の条件を満たした場合、「本則(予定利率4.1%)」と「平成22年3月に適用している免除保険料率の基準となる代行保険料率(同率3.2%)」の丈比べを行い、高い代行保険料率により免除保険料率を決定可

2. 免除保険料率の引き下げによる影響

(1) 変更時点の影響

最低責任準備金に影響なし

(2) 変更以降の(将来的な)影響

① 給付現価負担金

最低責任準備金はコロガシ計算で算定されるため、免除保険料収入の低下により債務増加が抑制され、過去期間代行給付現価に対する比率が低下することに伴い、給付現価負担金の増加に繋がる

② 最低責任準備金に対する積立水準(比率)

一般的には、基金全体での掛金収入の低下に伴い、代行割れの基金は悪化、代行割れでない基金は改善となる見込み
⇒ 解散計画等を未提出の代行割れ基金は留意要

書類提出時期

- 「代行保険料率算定届出書」「財政再計算報告書」の提出時期は未定

予定死亡率の変更

- 厚生年金本体の平成26年財政検証で使用した死亡率に準拠
- 変更後の予定死亡率は、平成27年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から適用
(ただし、平成27年4月から適用される新免除保険料率の算定には、変更後の予定死亡率を適用。なお、掛金未分離先の平成27年4月以降の掛金算定方法については、現在照会中)

≪60歳(男子)の例≫

	平均余命	年金現価率(予定利率5.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行予定死亡率	23.32年	12.51188	13.19364	13.70051
② 新予定死亡率	23.63年	12.61657	13.27409	13.75340
③ 変化(②/①-1)	+1.3%	+0.8%	+0.6%	+0.4%

平均余命の伸び0.31年

- 今般の予定死亡率の改定にあたっては算定方法が変更されており、それに伴い、以下の債務算定(注)に用いる「加入員であった者又はその遺族」に係る予定死亡率の割掛け係数が変更

	現行	新	影響
・積立上限額算定上の数理債務	・男子:0.9 ・女子:0.85	・男子:0.72 ・女子:0.72	積立上限額が増加
・標準掛金率 ・数理債務	・男子:0.9~1.0 ・女子:0.85~1.0	・男子:0.72~1.0 ・女子:0.72~1.0	割掛けを行った結果、死亡率が低下する場合、標準掛金率・数理債務が増加

(注) 他に、最低積立基準額の算定にも予定死亡率(割掛け係数あり(※))を用いているが、今回の改正(案)で変更対象となっておらず、取扱いは不明

(※) 男子:0.95、女子:0.925

以上